

**企業倫理・企業行動強化のための社内体制の整備・運用に関する7項目** (2002年10月15日決定)

1. 行動指針の整備・充実(各社独自の企業行動憲章の策定等)
2. 経営トップの基本姿勢の社内外への表明と具体的な取り組みの情報開示(ホームページ、年次報告書、社会報告書への掲載等)
3. 全社的な取り組み体制の整備(企業倫理担当役員の任命、企業倫理委員会・担当部署の設置および権限の明示等)
4. 「企業倫理ヘルプライン(相談窓口)」の整備(通常の業務ラインとは別に、重要情報が現場から経営層に伝わるルートを整備、相談者の権利保護等に配慮)
5. 教育・研修の実施・充実(階層別、職種別)
6. 企業倫理の浸透・定着状況のチェックと評価
7. 不祥事が起こった場合の適時適確な情報開示、原因の究明、再発防止策の実施、ならびにトップ自らを含めた関係者への厳正な処分

「第一回企業倫理月間」において、会員企業には、昨年十月に要請した「企業倫理・企業行動強化のための社内体制の整備・運用に関する七項目」に沿って、社内体制の整備・運用状況を全面的に見直し、その結果を踏まえて、改めて経営トップの断固とした決意を社内にあまねく伝えていただくことが望まれる。また、この機会に研修の徹底を図っていただきたい。今回は第一回の企業倫理月間であり、十月中に全てを実施するということとでなく、取り組みをスタートさせる契機としていただければと考えている。

また、十月三十日(三十一日(一泊二日))に、経団連ゲストハウスにおいて、企業倫理推進の実務責任者を対象とした、第一回企業倫理担当者研修会を開催する。この研修会では、参加者から各社の取り組みの現状を報告していただくとともに、専門家を交えて、企業倫理推進体制をいかに構築し運営するのかを、ご検討いただくこととしている。

(日本経団連社会本部)

担当部署：日本経団連社会本部企業倫理グループ  
 電話番号：03-5204-1500(代表)  
 F A X 番号：03-5255-6233  
 ホームページ：<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>

参加があり、関心の高さがうかがわれた。さらに、不祥事を起こした企業に対する措置の内規を定めたほか、事務局に企業倫理グループを設置した。

本年度においても、企業行動委員会では武田國男委員長(武田薬品工業会長)、大歳卓麻共同委員長(日本アイ・ビー・エム社長)、近藤定男企画部会長(三洋電機取締役)という新体制の下、会員企業と緊密に連絡をとりながら、会員企業の不祥事防止への協力や企業倫理月間の取り組みを進めている。

**第一回企業倫理月間における  
 会員企業へのお願い**

なお、「本憲章に反するような事態が発生した場合、会員は、速やかに日本経団連にその内容等について報告を行う」という申し合わせ(実行の手引きに記載)に従い、二〇〇三年四月から八月までの五カ月間に、事務局に対し会員企業から約二〇件の相談・報告があり、対応を進めている。

**今次月間における  
 日本経団連の取り組み**

最後に、今次月間において日本経団連が企画している会合をご紹介します。

来る十月二十一日には、会員企業の経営トップを対象とした、第二回企業倫理トップセミナーを開催する。同セミナーでは、久保利英明弁護士に、最近の企業不祥事の特徴と経営トップの果たすべき役割等について講演していただくとともに、会員企業の取り組みの実例を紹介し、参加企業の参考としていただくことにしている。

# 日本経団連の 企業倫理月間の取り組みについて

一昨年来、消費者・ユーザーとの関係で企業不祥事が続発し、当該企業のみならず経済界全体が社会の強い批判にさらされる中で、日本経団連は昨年十月、企業行動憲章を改定し、全会員企業に改めて企業倫理の確立を求めた。

その際、日本経団連として企業倫理確立に継続的に取り組むための方策の一つとして、毎年十月を「企業倫理月間」とし、会員企業に一層の取り組みを促すことを決めた。本稿では十月の第一回企業倫理月間において実施する予定の各種行事についてご紹介し、会員企業の積極的な取り組みをお願いしたい。

## 変化する企業不祥事

経団連(当時)は、一九九一年に企業行動憲章を制定した。九六年には、同意章を改定し、一〇カ条の具体的かつ分かりやすい内容に改めるとともに、実行の手引きを作成し、配布

した。これらは、総会屋などの反社会的勢力との決別を主眼としたものであった。

最初の憲章発表から一二年が経過し、企業の反社会的勢力との関係断絶は進んでいる。実際、総会屋絡みの企業不祥事が報道されることは、ほとんどなくなった。一方、消費者やユーザーに近いところで発生する不祥事は増えており、新聞紙面を賑わす企業不祥事は一向になくならない。

たとえば、事故を起こした社員をかばったことが公になったケース、個人データをメールに添付して送信してしまったケース、退職者が社内文書を持ち出して売却したケース等、現場で発生した問題が企業イメージを大きく損なう結果になっている。

そこで、昨年十月の企業行動憲章改定では、従来の反社会勢力との決別のほかに、消費者・ユーザーの信頼獲得を強調し、経営トップの強固なリーダーシップと積極的な情報公開が不可欠であるとしている点の特徴となっ

ている。憲章の精神を守るために企業が具体的に取り組むべき内容として、「企業倫理・企業行動強化のための社内体制の整備・運用に関する七項目」(表参照)を要請するなど、一歩踏み込んだ取り組みといえよう。しかし、その後も不祥事が続発している状況を見ると、定着には継続的な働きかけが不可欠であることがますます痛感させられる。

## 憲章改定後の 日本経団連の取り組み

昨年十月の憲章改定以降、日本経団連としても、会員企業の取り組みを促し、支援していくため、新たな措置を講じてきた。

まず、会員企業の実情把握と経営トップの意識高揚のために、昨年十二月に「企業倫理・企業行動に関するアンケート」を実施した(中間集計結果は本誌二〇〇三年八月号参照)。また、本年一月には「企業倫理トップセミナー」を開催したが、四〇〇名を超える